

鳥労発基 1117 第 10 号
令和 7 年 1 1 月 1 7 日

関係団体の長 各位

鳥 取 労 働 局 長



第 2 回度化学物質管理強調月間の実施について

日頃から、化学物質による労働災害の防止につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設し、主唱しております。

別添 1 の「第 2 回化学物質管理強調月間実施要綱」（以下「要綱」といいます。）に基づき、令和 8 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までを化学物質管理強調月間として、

「 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な管理を行うこととしました。

つきましては、この強調月間の趣旨をご理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、要綱の 4（2）①の「日常の化学物質管理の総点検」において使用できますチェックリスト（別添 2）を添付しますのでご利用ください。

なお、当局のホームページに本月間に関する特設ページを設けており、要綱等本月間に関する情報を掲載しております。今後も内容を更新していく予定ですので、周知等にあたり、当ページをご活用ください。

○鳥取労働局ホームページ「第 2 回化学物質管理強調月間について」

(URL) https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_02144.html

